

傷病手当金・傷病手当金附加金について

「傷病手当金」は、公務によらない病気やケガで勤務を休み、報酬が減額されたり、支給されなくなったりした場合に、所得を保障するために支給されるものです。

また、傷病手当金の支給期間終了後、同じ病気やケガで引き続き勤務することができない場合は、「傷病手当金附加金」が支給されます。

■支給額

傷病手当金および傷病手当金附加金は、1日につき傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の各月の標準報酬の月額平均額の1/22の額（10円未満四捨五入）の2/3の額（円位未満四捨五入）が支給されます。

【支給額の例】

＜標準報酬月額＞

平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月
360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円

平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月
360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	360,000円	380,000円

- ・上の例の組合員が、平成28年9月1日から傷病手当金を受給する場合
平成27年10月～平成28年9月の標準報酬の月額平均額
＝（360,000円×11月＋380,000円）×1/12＝361,666.666…円
標準報酬の日額＝361,666.666…円×1/22＝16,440円（10円未満四捨五入）
平成28年9月の傷病手当金の支給額
＝16,440円×2/3＝10,960円（円位未満四捨五入）

※ この例の組合員の傷病手当金等の支給額の基となる額は、傷病手当金等の支給開始日の属する月以前の直近の12か月（平成27年10月～平成28年9月）の平均額で固定となるため、平成28年10月以降の傷病手当金等の支給額も同額となります。

■支給期間

傷病手当金は、病気やケガによる療養のため勤務することができなくなった日から起算して4日目から1年6か月間支給されます。なお、結核性の病気の場合は、3年間支給されます。

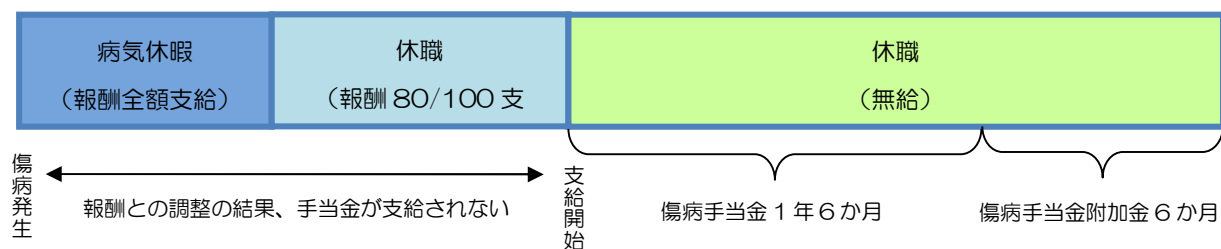
傷病手当金附加金は、傷病手当金受給終了後、同じ病気やケガで勤務することができない場合に6か月間支給されます。

◎取扱い

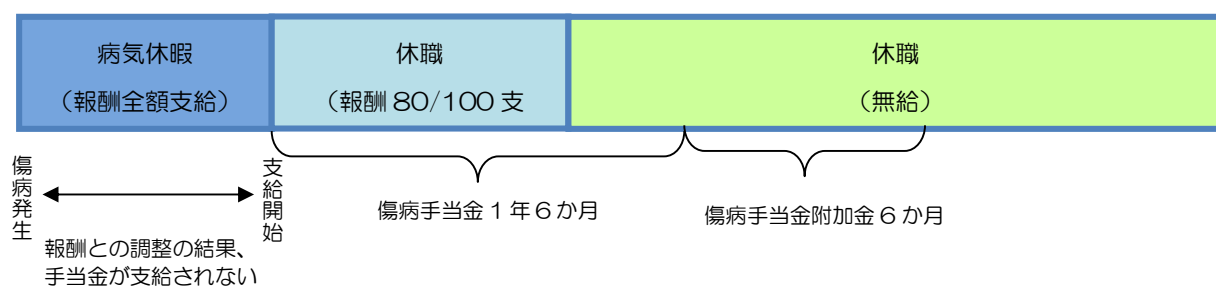
- ★ 週休日（土曜日および日曜日）は支給されません。
- ★ 祝日法による休日や12月29日から1月3日までの日に当たった場合は支給されます。
- ★ 出勤した期間は支給期間に算入されません。したがって、出勤した日数分だけ支給期間を延長します。
- ★ 傷病手当金の支給開始後に、報酬が傷病手当金の額以上支給される場合は、傷病手当金は支給されませんが、支給期間には算入されます。
- ★ 就労可能となったまたは傷病手当金受給の原因となった傷病等が治癒したとの医師の診断があった場合は、その後の傷病手当金は支給されません。
- ★ 休職期間が通算して3年を経過したときは、傷病手当金附加金は支給されません。

【支給期間の例】

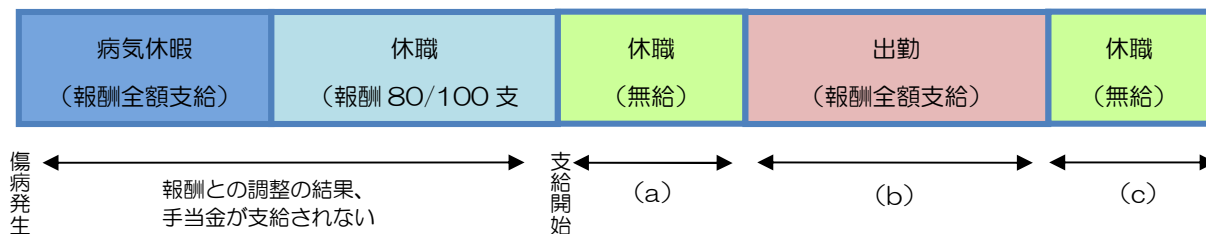
例1) 傷病手当金日額 < 報酬日額 80/100 の場合



例2) 報酬日額 80/100 < 傷病手当金日額 < 報酬日額 100/100 の場合



例3) 傷病手当金日額 < 報酬日額 80/100 の場合



※ (b) の期間は、出勤しているため傷病手当金は支給されない。また支給期間にも算入されない。

※ (a) と (c) の期間を合算して、傷病手当金が 1 年 6 か月間、傷病手当金附加金が 6 か月間支給される。

■退職後の継続給付

1 年以上組合員だった者が、退職したときに傷病手当金を受給しているときは、退職後も引き続き傷病手当金が支給されます。この場合の「傷病手当金を受給しているとき」とは、傷病手当金の受給要件は満たしているが、報酬の方が高いため傷病手当金が支給されていない場合を含みます。

ただし、次に該当することとなった場合は、退職後の傷病手当金は支給されませんので、速やかに支部に申し出てください。

①再就職（自営業を含む。）等により労働を再開した場合

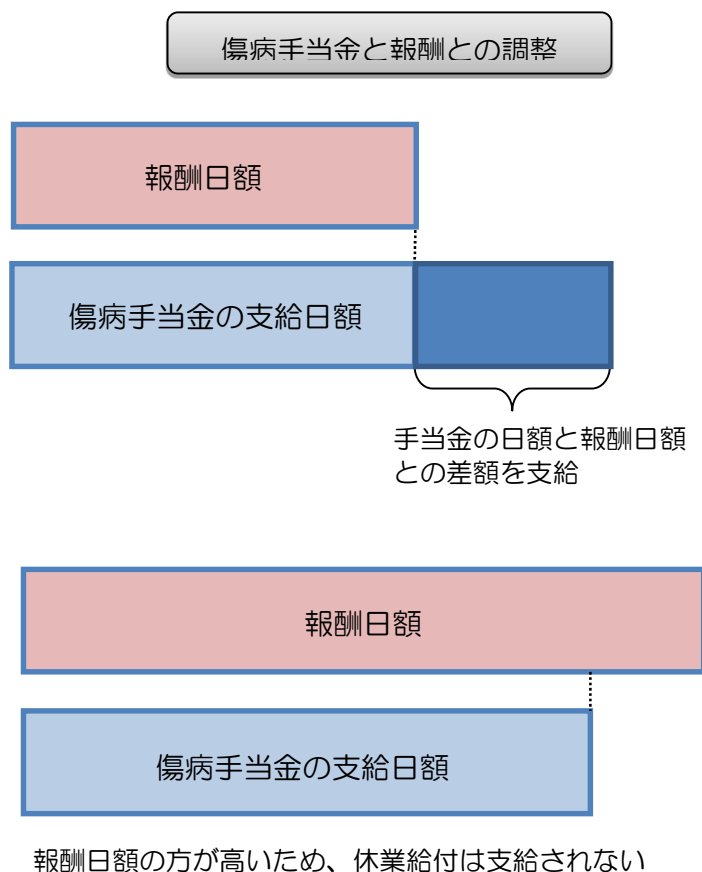
②就労可能となったまたは傷病手当金受給の原因となった傷病等が治癒したとの医師の診断があった場合

なお、退職後は、傷病手当金附加金は支給されません。

■報酬との調整

傷病手当金は、同一期間について、報酬の全部または一部が支給される場合は、その全額を受け取ることはできません。

傷病手当金の支給期間について、報酬を受給していたことが後日判明した場合や遡って報酬が支給されることとなった場合は、既に受給した傷病手当金のうち過払い分の金額を返還していただく必要があります。

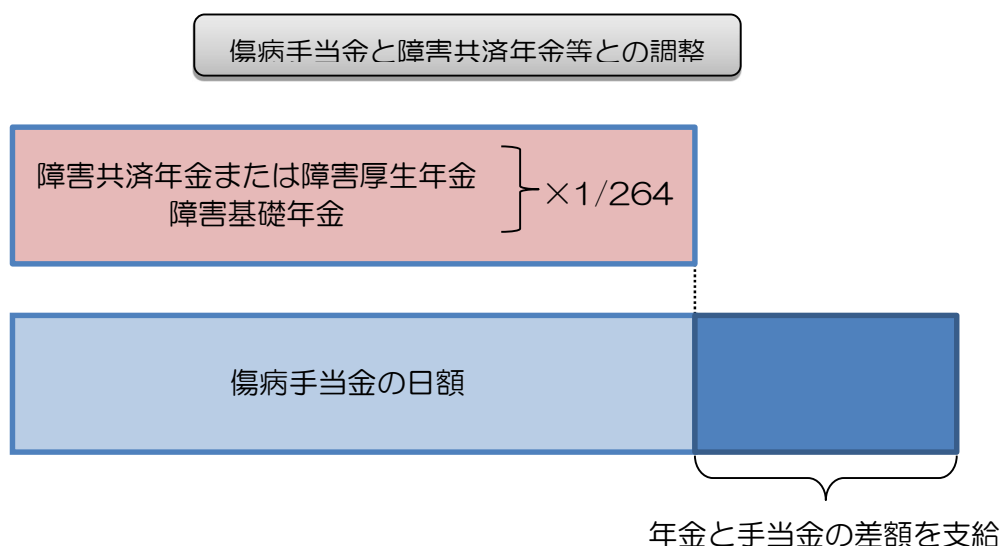


■障害共済年金等との調整

傷病手当金は、同一の傷病で障害共済年金または障害厚生年金の支給を受けることができるときは、支給されません。ただし、障害共済年金または障害厚生年金の額（障害等級が1級または2級の場合には、国民年金の障害基礎年金も支給されるので、その合算額）が、受けることができる傷病手当金の額より少ない場合には、差額が支給されます。

具体的には、傷病手当金の日額と受けることができる障害共済年金または障害厚生年金と障害基礎年金の合算額の $1/264$ の額（円位未満切捨て）とを比較します。

なお、傷病手当金の支給期間について、障害共済年金または障害厚生年金を受給していたことが後日判明した場合や障害共済年金または障害厚生年金が遡って支給されることとなった場合は、既に受給した傷病手当金のうち過払い分の金額を返還していただく必要があります。



◎取扱い

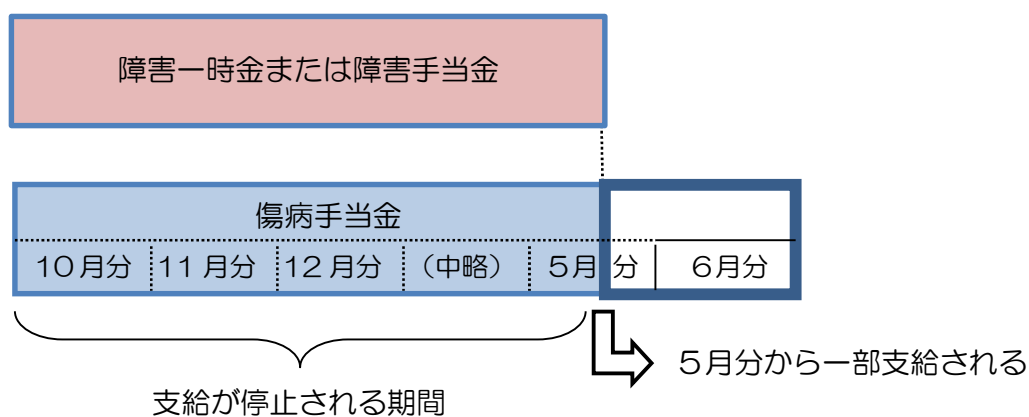
- ★ 障害基礎年金のみ支給されている場合は、調整の対象にはなりません。
- ★ 年金払い退職給付は調整の対象にはなりません。

■障害一時金等との調整

傷病手当金は、同一の傷病で障害一時金または障害手当金の支給を受けることができるときは、傷病手当金の累計額が障害一時金または障害手当金の額に達するまでの間は支給されません。

なお、傷病手当金の支給期間について、障害一時金または障害手当金を受給していたことが後日判明した場合や障害一時金または障害手当金が遡って支給されることとなった場合は、既に受給した傷病手当金のうち過払い分の金額を返還していただく必要があります。

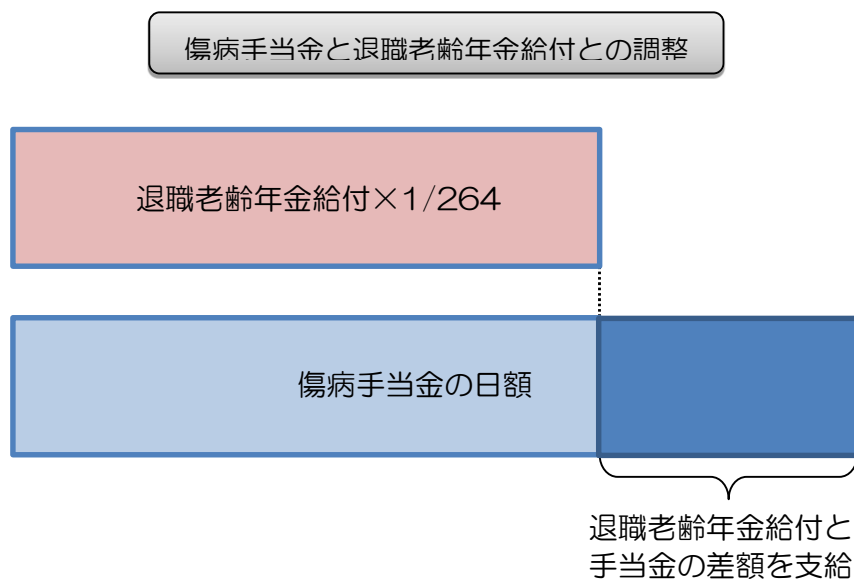
傷病手当金と障害一時金等との調整



■退職老齢年金給付との調整

退職後に継続支給される傷病手当金は、退職老齢年金給付を受けることができるときは、支給されません。ただし、退職老齢年金給付の額が、受けることができる傷病手当金の額より少ない場合には、差額分が支給されます。

具体的には、傷病手当金の日額と受けることができる退職老齢年金給付の額の1/264の額（円位未満切捨て）とを比較します。



■請求方法

傷病手当金または傷病手当金附加金の請求書に、休職辞令の写し（初回請求時は休職開始から最新辞令まで）及び「傷病手当金・傷病手当金附加金の請求に係る同意書」を添付して、共済組合（支部）に提出します。